

事務手続きの御案内

〔お願い(ご協力いただきたいこと)〕

※ 提出期限厳守 (期限より早めの書類提出)

※ 修正済書類の迅速な送付

- ・書類の内容について電話照会することがあります。診療中で手を離せないなどの場合は、手が空き次第、できるだけ早く折り返し電話をお願いします。修正した書類が揃わないと、補助金事務がストップしてしまい、全体の補助金事務に影響が出てしまう場合があります。

〔今後のスケジュール〕

1. 補助金の内示通知送付 **現在は、ここです**

- ・内示後でも、国からの交付決定により、補助金額の減額の可能性があります。
- ・この通知の日付以降に、事業の着手(業者選定、契約(発注))が可能です。
- ・この通知の日より前に、事業着手してしまっている場合は、補助対象にできません。内示を取り消します。直ちにお申し出ください。
- ・メール・郵送で同じ内容を御案内しています。

2. 補助金申請書の提出 (提出期限: 令和5年10月31日)

- ・補助金の手続きについては、押印不要になりました。
- ・メール・郵送いずれかの方法により提出下さい。

3. 補助金の交付決定通知送付 (国からの交付決定後、昨年度は1月頃)

- ・交付決定を受けて、正式な補助金事業者となります。

4. 変更承認申請書の提出 (該当事業者のみ)

- ・交付決定後に、やむを得ない事情により、申請機器の変更やその金額が変更(事業費より20%以上減少)となる場合には、変更承認申請が必要になりますので、県庁の担当者まで、速やかに御連絡ください。
- ・原則として、増額の変更は認めません。ただし、販売店の価格改定で想定以上に価格が上昇した場合など、特殊な事情がある場合は個別に御相談ください。

5. 実績報告書の提出

- ・締切: 事業完了後から10日以内又は令和6年4月10日のいずれか早い日
- ・実績報告書の具体的な記載方法やその後の手続きについては、交付決定時に詳しく御案内します。
- ・納品が令和6年4月1日以降になると、補助対象外になります。必ず3月31日に間に合うように購入手続きを取ってください。

〔電子メール利用のお願い〕

- ・書類を郵送で提出をお考えになっている方で、電子メールが利用できる方は、郵送前に、添付ファイルで「申請書等」の電子ファイルを裏面のメールアドレスまでお送りいただき、県庁担当者の事前確認を受けることをお勧めします。

例) 件名欄: (●●診療所) 在宅医療提供施設整備事業の補助金申請について

〔提出書類〕

1. 「交付申請書」等

- ・様式第1号【交付申請書】
- ・様式第2号【事業計画書】
- ・様式第3号【経費所要額調】
- ・様式第4号【収支予算書】

(以下は、事業計画書提出時から業者・金額等が変更になった場合のみ提出)

- ・図面や工事仕様書等（施設整備のみ）
- ・見積書、カタログ等の購入機器がわかる資料（設備整備のみ）

※できるだけ静岡県ホームページからダウンロードしたファイルを使用してください。

(静岡県トップページ⇒申請書ダウンロード⇒健康福祉部⇒福祉長寿局福祉長寿政策課⇒在宅医療提供施設整備事業：申請書)

〔参考：交付申請書記入例の添付について〕

- ・交付申請書記入例（様式第1～4号）を添付したので活用してください。
- ・例年、「口座登録と、様式第1号で診療所の名前や住所が一致しない」、「交付申請時と実績報告時で申請者の情報が一致しない」などの誤りが多く、書類修正にかなりの時間がかかるケースが多くありますので、記入例を参考にして誤りのない書類を作成してください。

(今までに静岡県庁から補助金などの振込みを受けたことが無い場合や補助金の振込先口座を新しくしたい場合、下記の2、3をあわせて提出してください。)

※口座情報を確認したい場合は下記の担当までご連絡いただければお調べして回答しますのでお問合せください。

2. 「口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書」(該当者のみ)

- ・《記入例》及び「記載要領」を参考に、網掛け部分に記入してください。
- ・登録申出書の住所は、必ず様式第1号に記載した「住所」、「名称」、「代表者」と揃えてください。

3. 預金通帳等のコピー（2を作成した場合のみ対象）

- ・預金通帳の支店名、口座種別、口座番号、カタカナの名義人の記載された部分（通常、表紙と1ページ目）をコピーして添付してください。

※1～3の提出書類は必ずコピーを保管して、実績報告書作成時に、参考にしてください。交付申請時の提出書類と実績報告時の提出書類とで、住所、名称、代表者が同一でないと、補助金が交付できません。

〔業者選定・機器購入時の留意点〕

- ・現在、事業計画書と一緒に見積書を提出していただいておりますが、機器購入時に、購入業者・購入金額が変更となった場合には、交付申請書の提出とあわせて変更後の見積書の提出をお願いします。
- ・機器購入手続きについては、令和5年度から添付書類を簡素化しました。

※実績報告書提出時には、領収書、購入機器の写真、検収書または納品書(納品日、納品立合者の記入が必要)を御用意ください。

ご不明な点は下記まで

静岡県 健康福祉部 福祉長寿局 福祉長寿政策課 地域包括ケア推進班 矢岸

住所：〒420-0839 静岡市葵区鷹匠3-6-3

電話：054-207-8614 FAX：054-207-8622

E-mail：houkatsu@pref.shizuoka.lg.jp

《両面印刷です。裏面も御覧ください》